

奈井江町定住促進中古住宅購入助成金交付要領運用基準

平成 27 年 3 月 31 日規程第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、奈井江町定住促進中古住宅購入助成金交付要領（平成 27 年規程第 9 号以下「要領」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この基準で使用する用語の意義は、奈井江町定住促進中古住宅購入助成金交付要領（平成 27 年規定第 9 号）で使用する用語の例による。

(助成金の額)

第 2 条 要領第 3 条に規定する別に定める奈井江町定住促進中古住宅購入助成金（以下「中古住宅購入助成金」という。）の額は、次のとおりとする。

ただし、中古住宅購入額が助成額より低い場合は、売買価格実費額とする。

- (1) 町民が 120 平方メートル未満の中古住宅を購入し居住した場合 50 万円
- (2) 町民が 120 平方メートル以上の中古住宅を購入し居住した場合 100 万円
- (3) 町外者が 120 平方メートル未満の中古住宅を購入し居住した場合 100 万円
- (4) 町外者が 120 平方メートル以上の中古住宅を購入し居住した場合 150 万円

2 若年世帯若しくは子育て世帯に該当する場合は、前 1 項で定める額に 50 万円を加算する。

(助成金の対象者)

第 3 条 要領第 3 条に規定する助成金の対象者は、次に掲げるいずれにも該当する者とする。

- (1) 世帯全員が本町に住所を有する者であること。
- (2) 助成金の交付決定日より 5 年以上継続して、助成金の対象住宅に住民票を置き、生活の本拠地とすること
- (3) 3 親等内の親族から購入した中古住宅ではないこと。
- (4) 世帯全員が市町村民税等、市町村に納付すべき公共料金を滞納していない者。
- (5) 助成金の対象者及び同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 5 号に規定する暴力団の構成員でない者
- (6) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

(申請手続)

第4条 要領第4条に基づく助成金の申請は、奈井江町定住促進中古住宅購入助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 中古住宅の購入に係る売買契約書の写し
- (2) 中古住宅の売買に係る領収書等の写し
- (3) 建物の全部事項証明書
- (4) 個人情報確認同意書（別記様式第2-1号）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第2-2号）
- (6) 町外者の場合は世帯全員の前住所地の納税証明書、所得証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請書は、当該中古住宅居住後、3か月を経過する日までの期間内で、町長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、天災地変その他の理由により町長が特に必要があると認めるときは、前項に定める期間以後に申請書を提出することができるものとする。

(助成金の交付決定の通知)

第5条 町長は、中古住宅購入助成金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行なった者に対し、奈井江町定住促進中古住宅購入助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の請求等)

第6条 前条による助成金の決定通知を受けた者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第7条 要領第6条第1項の規定により、返還を命ずることができる助成金の額は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交付の日から要領第6条第1項のいずれかに該当することとなった日（以下「当該日」という。）までの期間が1年未満 当該助成金の全額
- (2) 交付の日から当該日までの期間が1年以上2年未満 当該助成金の5分の4を乗じて得た額
- (3) 交付の日から当該日までの期間が2年以上3年未満 当該助成金の5分の3を乗じて得た額
- (4) 交付の日から当該日までの期間が3年以上4年未満 当該助成金の5分の2を乗じて

得た額

(5) 交付の日から当該日までの期間が4年以上5年未満 当該助成金の5分の1を乗じて
得た額

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(規程の失効)

2 この規程は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(規程の失効に伴う経過措置)

3 第7条の規定については、この規程が失効後もなお、その効力を有するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。